



大阪弁護士会

大阪弁護士会 憲法市民講座

どなたでもご参加いただけます（無料）

（会員は）この研修は研修義務化対象講座です（2単位）



表現の自由と著作権

2016年（平成28年）

12月17日（土）

14:30～16:30（開場 14:00）

会場：大阪弁護士会館 1001・1002会議室（地図裏面） 定員120名

ご好評により会場変更し
より多くのお席をご用意しています

講師

木下 昌彦 氏（神戸大学大学院法学研究科准教授（憲法学））

東京大学 教養学部 総合社会科学科 国際関係論分科 卒業、東京大学大学院 法学政治学研究科 法曹養成専攻 修了、
東京大学大学院 法学政治学研究科 助教、東京大学大学院 法学政治学研究科 講師 を経て現職

古今東西を問わず、パロディは豊かな文化を生み出してきました。現代日本におけるパロディ文化の最たる例は、漫画・ゲーム等の作品を素材にして二次創作を行う、いわゆる同人誌でしょう。日本では、同人誌作家から出発した人がプロに転向する例も、珍しくありません。一方、パロディは、古くから、社会的風刺の手段としても用いられてきました。このように、パロディは、重要な文化・表現活動の一環となっています。

しかし、パロディは、日本の著作権法上、違法とされる場合が少なくありません。たとえば、いわゆる「ポケモン同人誌事件」では、1998年に、ゲームソフト「ポケットモンスター」の同人誌を販売した作家が、著作権法違反により有罪判決を受けました。また、「ハイスコアガール事件」では、2014年、他社のゲームソフトのパロディをふんだんに盛り込んだ商業漫画作品「ハイスコアガール」につき、発行元会社が著作権法違反により捜索を受け、刑事・民事事件化しました。

このように、著作権法の規定・運用次第では、パロディ・同人誌をはじめとする豊かな文化・表現活動が阻害され、憲法の保障する表現の自由が大きく損なわれることとなります。

本講座では、表現の自由と著作権の関係を専門的に研究しておられる木下昌彦准教授（憲法学）を講師にお招きし、特にパロディ・同人誌を素材にして、豊かなパロディ文化を発展させるために、表現の自由と著作権の関係・調整はいかにあるべきかを検討します。

申込方法

大阪弁護士会ホームページ、またはFAXにてお申込みください。
http://www.osakaben.or.jp/event/2016/2016_1217-2.php



QRコードでもアクセスできます！

大阪弁護士会

検索



●お問い合わせ…大阪弁護士会 委員会部 司法課（担当：漆原）
TEL:06-6364-1681 FAX:06-6364-7477

参加申込書 FAX：06-6364-7477

よみ 電話番号
氏名

FAX

メールアドレス

参加人数 このイベントをどこで知りましたか

名

※記載いただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用いたしません。

一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

対象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児
時間： 行事開始15分前から終了15分後まで
連絡期限： 行事開催日の10日前まで
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 担当事務局：漆原
電話：06-6364-1681
備考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。
申込書の提出をもって申込みが完了します。
定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。
（講座の参加申込とは別に、お申込みが必要です。）

「表現の自由と著作権」は研修義務化対象講座です（2単位）

※大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。
・大阪弁護士会の図書カードをご持参ください。
・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。

憲法市民講座 今後の予定



大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。現在予定されている今後の講座は以下のとおりです。

12月17日（土） 「表現の自由と著作権 —パロディ・同人誌をめぐる—」

14:30～16:30 講師：木下 昌彦 氏（神戸大学大学院法学研究科准教授）

以下の学習会については、大阪弁護士会ホームページを定期的にご確認ください。

1月18日（水） 「中東の現状について（仮）」

（予定・企画） 講師：西谷 文和 氏（フリージャーナリスト）

2017年中 「憲法第24条（家族・両性の平等・ジェンダー）を考える学習会（仮）」

（予定・企画）

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。

※講座内容、開催日等は予告なく変更する場合がございます。

※大阪弁護士会会員の方へ：上記の回が研修義務化対象講座として認定を受けるかは未定です。

<http://www.osakaben.or.jp>

大阪弁護士会

検索



QRコードでもアクセスできます！

本イベントに関するお問い合わせ先



大阪弁護士会

大阪弁護士会

委員会部 司法課（漆原）

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

TEL 06-6364-1681



【場所】大阪弁護士会館

Access(交通)

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分